

昭和十六年一月

擬問・擬答集案

(第七十六議會)

調査部第五課

外務省

(日本標準規格B5) S 1.5.2.0-1 10373

目次

- 「内閣情報局擴充と外務省情報部との關係」
- 「在紐育日本文化會館の閉鎖云々問題」
- 「對南洋方面宣傳啓發工作」

外務省

(日本標準規格B5) S 1.5.2.0-1 10374

REEL No. A-0548

0125

アジア歴史資料センター

問

内閣情報局設置と外務省情報事務との關係如何

答

(情報局擴充の理由) 現下の世界情勢に鑑み内外に對する宣傳啓發は愈々其重要性を加へ來たりました處之か有効適切なる實施は先づ以て其中樞機關を設置して其能率の向上を計るにありと認められ之か爲内閣情報部を改組擴充して情報局を設け各廳情報機關を吸收統合することと相成りました次第であります。

(外務省事務の移管) 外務省に於きましても右新事態に應じ其情報部を廢止し其所管事務の或る報分を内閣情報部に移管することになつた次第であります尤も外務省情報部が從來執行して參りました事務中には例へば外國に於ける論の指導啓發の如き又は情報蒐集の如き事務の性質上又内閣情報局が在外機關を有しませぬ關係上同局へ移管するを適當とせざるものは或は移管し難きものもありますので之等は外務省調査部に新に第五課及第六課の二課を設け之をして管掌せしむることになつた次第であります。

外務省

(日本標準規格B5) 1.5.2.0-1

10375

(外務省文化事業部事務の移管) 又内閣情報局設定に際しまして從來外務省文化事業部に於て掌理致しました國際文化事業をして國內文化宣傳機關と密接なる關係を保たしめ右と歩調を揃へて事業を遂行することと現下の情勢に於きまして緊急であると認めまして之等の事項も今回情報局に移管せしむることと致しました尤も文化事業部事業中各國との文化協定締結及其の實施關係事項並に在外文化宣傳機關は外務省に於て引續き之を所管するを適當と認め左様取計ふことになつて居る次第であります。

(外務省と情報局との協力聯絡) 尙右に述べました内閣への移管事務と雖も直接間接外交問題國際問題に密接なる關係を有して居る次第でありますので此兩廳間の聯絡は最も緊密なるを要するは申上くる迄もありません、之か爲兩廳事務當局間に事務の分界並に聯絡協力に關し詳細なる打合せを遂げ以て事務の重複、齟齬を來すことなき様萬全の策を講じて居る次第であります。

外務省

(日本標準規格B5) 1.5.2.0-1

10376

問 在紐育日本文化會館を閉鎖するやの計畫ある由なるか其真相如何

答 紐育日本文化會館は昭和十三年秋本邦並米國朝野の支援を得て正式に開館されたのであり、爾來日本文化及本邦事情紹介に努め彼我の要望を滿して來たのでありまして此の點に付きましては本大臣としても満足致して居る次第であります、從て今日の處本事業の將來に付て之を閉鎖するとか或は停止するとか等の事は考慮して居りませぬ

問 南洋方面に對する宣傳、啓發に付ては如何なる工作を爲しつつありや

答 南洋方面に關しては本邦の立場及要求に付納得せしめんと努めつつあると共に我國の大東亞に於ける使命、行動及其實施に付宣傳工作を進めつつあるのでありまして將來帝國の發展す可き地方でもありますので一層の努力を爲して居る次第であります。

外務省

(日本標準規格B5)

B-1.5.2.0-1

10377

REEL No. A-0548

0127

アジア歴史資料センター